

議案第203号

さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。